

7月から健康診査・がん検診を実施します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期していた健診・がん検診(集団・個別)を以下のとおり実施します。

集団健(検)診 7月20日(月)～11月15日(日) (一部要予約)

【7月の集団健(検)診】

7月20日(月) 南条保健福祉センター／7月26日(日) 桜橋体育館

個別健(検)診 7月1日(水)～令和3年2月28日(日) (要予約)

※集団の「胃がん検診」「健康診査」で、一部の会場において**予約が必要**になります。

- ◆予約が必要な会場：南条保健福祉センター【7月20日(月)、10月26日(月)、11月15日(日)】
今庄住民センター【8月3日(月)】
湯尾生活改善センター【8月18日(火)】
宅良公民館【9月28日(月)】

◆予約方法については、受診券に同封の案内をご確認ください。

※「変更後の全日程」および「受診券」は**6月末に緑色の封筒で送付**します。

※子宮頸がん、乳がん検診は、全日程で予約が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、マスクの着用・検温・予約による人数制限などにご協力をお願いします。

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

令和2年度介護保険料(低所得者軽減)についてのお知らせ

令和元年10月からの消費税率等の引上げに伴い、介護保険第1号被保険者で、所得段階が第1・2・3段階の方には公費の投入により介護保険料が軽減されました。令和2年度はさらに軽減が強化されます。7月中旬に介護保険料決定通知書を発送しますので、ご確認ください。

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金の受給者、世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.3 (基準額×0.375)	軽減後 22,400円 (軽減前 27,900円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超 120万円以下	基準額×0.5 (基準額×0.625)	軽減後 37,200円 (軽減前 46,500円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.7 (基準額×0.725)	軽減後 52,100円 (軽減前 54,000円)
第4段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(世帯には課税者あり)	基準額×0.9	66,900円
第5段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超(世帯には課税者あり)	基準額	74,400円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,200円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上 200万円未満	基準額×1.3	96,700円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上 300万円未満	基準額×1.5	111,600円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が300万円以上	基準額×1.7	126,400円

※介護保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007